



院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

香川県立白鳥病院と大川薬剤師会は、院外処方箋（麻薬を除く）に関わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取扱いについて、下記の通り合意する。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分に説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

以下の場合に原則とし、処方医への問い合わせを不要とする。

なお詳細は、別紙「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を参照する。

(問い合わせ不要項目)

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤形変更
- ③ 規格変更
- ④ 処方日数の適正化
- ⑤ 一包化・半割・粉碎・混合
- ⑥ 外用薬の用法追記
- ⑦ 薬効に影響する用法の変更

2. プロトコル運用後、保険薬局は変更内容を「院外処方箋（変更調剤等 FAX 連絡票）」に記入し、FAX にて報告する。【宛先：0879-23-1201】

3. 開始時期について

令和 8 年 4 月 1 日より開始とする。

4. 合意期間について

合意期間は 1 年間とし、毎年、内容の変更について協議を行うこととする。

令和 8 年 2 月 2 4 日

住 所 香川県東かがわ市松原 963
名 称 香川県立白鳥病院
代表者氏名 病院長 西角 彰良



住 所 香川県東かがわ市川東 87-2
名 称 大川薬剤師会
代表者氏名 榎田由香

